

教職員の児童・生徒への連絡等に係る共通ルールについて

令和7年10月5日

奥出雲町教育委員会

1. 児童・生徒との携帯電話での通話連絡及びメール・SNSの使用について

- (1) 児童・生徒個人の携帯電話及びメール、SNSでの連絡は行わない。児童・生徒宅の固定電話か保護者の携帯電話へ連絡する。
- (2) 原則として教職員個人が児童・生徒個人の携帯電話番号、メールアドレスおよびSNSアカウント等を取得しないこと。
(公的アカウントを使用して、グループ形式で連絡をすることは認められますが、その際も私的な内容の連絡は禁止です。)
- (3) 児童・生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。

2. 児童・生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- (2) やむを得ず児童・生徒と1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮を行うとともに、管理職又は他の職員にあらかじめ伝えておく。

3. 教職員の自動車への生徒・児童の乗車について

原則として、自家用車には児童・生徒を乗車させない。ただし、緊急の場合を除く。

4. 盗撮防止について

- (1) 教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器を用いて児童生徒を撮影しないこと。
- (2) 学校行事や児童生徒の教育活動等の記録のための撮影は、学校所有のカメラ等を用いることとし、教職員が個人で所有するスマートフォン等の機器を用いての校地内での撮影は極力避けること。
- (3) 学校所有のカメラ等で撮影する場合であっても児童生徒の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと。
- (4) 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できない環境にすること。

5. その他

教職員は、上記1～4の共通ルールでは対応できない状況が発生した場合には、管理職の許可を得て対応する。

付則 この共通ルールは令和7年11月5日から施行する。